

NTN ポータブル異常検知装置 講習会サービス 利用規約

本規約は、NTN 株式会社(以下「当社」といいます)と、当社が提供する NTN ポータブル異常検知装置に関する講習会サービス(以下「本サービス」といいます)の利用を申し込んだ者(以下「申込者」といいます)との間の本サービスの利用条件、責任範囲および免責事項等に関する事項につき定めるものです。

第 1 条(契約主体および契約の性質)

本規約は、本サービスの提供形態が、当社の販売店・代理店等(以下「販売店・代理店等」といいます)を通じて提供される場合(以下「再販モデル」といいます)であるか、または当社が直接提供する場合(以下「直販モデル」といいます)であるかを問わず、別途本規約に定めがある場合を除き、本サービスに共通して適用されるものとします。

第 2 条(本サービスの内容)

1. 本規約の対象となる本サービスは、当社が申込者および本サービスを受講する者(以下「受講者」といいます)に提供する NTN ポータブル異常検知装置の一般的な操作方法または NTN ポータブル異常検知装置を用いて測定するデータの一般的な知識に関する技術講習実習またはそれらを組み合わせて行うサービスをいいます。
2. 本サービスの具体的な内容、実施日、実施場所および実施方法等について、再販モデルにおいては、申込者と販売店・代理店等との間の個々の本サービスに関する契約に、直販モデルにおいては、申込者と当社との間の個々の本サービスに関する契約にて定めるものとします(以下当該契約をそれぞれ「個別契約」といいます)。

第 3 条(本サービスの利用上の留意点)

1. 本サービスは、NTN ポータブル異常検知装置および当該装置を用いて測定するデータに関する一般的な技術についての情報提供を目的とするものであり、申込者および受講者の特定の目的への適合性、成果の実現、または NTN ポータブル異常検知装置の性能向上を保証するものではありません。
2. 本サービスは、提供時点において当社が把握している情報、知見および技術水準等に基づき実施されるものであり、将来にわたって同一の内容または結果が得られることを保証するものではありません。
3. 申込者は、本サービスおよびその提供結果を、自己の判断と責任において利用するものとします。

第 4 条(契約の成立)

1. 個別契約は、申込者が、当社の作成した見積書に基づく依頼書等(電磁的媒体によるものも含みます)を当社に交付し、当社がこれを承諾することで成立するものとします。なお、個別契約で本規約と異なる事項を定め有的时候は、個別契約の定めが優先して適用されます。
2. 前項にかかわらず、再販モデルにおいては、申込者と販売店・代理店等との間で、両者の合意に基づき個々の本サービスに関する契約が成立するものとします。

3. 申込者は、本サービスの利用申込みまたは利用により、本規約の内容に同意したものとみなされます。申込者が本規約に同意しない場合には、本サービスを利用することはできません。

第5条(代金および支払等)

1. 再販モデルにおいては、本サービスに関する見積並びに、代金および費用の請求および支払は、申込者と販売店・代理店等との間で別途合意される条件に基づき行われるものとします。
2. 直販モデルにおいては、本サービスに関する見積並びに、代金および費用の請求および支払は、当社と申込者との間で締結される個別契約または別途合意される条件に基づき行われるものとします。
3. 本規約は、前二項に規定する別途合意される条件その他本サービスを除く申込者との取引条件を変更、補完または代替するものではありません。
4. 第14条第3項に定める事由その他やむを得ない事情により、当社が本サービスの全部または一部を提供できなかった場合であっても、当社が本サービスの提供に向けた作業に着手している場合には、本サービスに係る代金は、原則として当初合意された条件に従うものとします。

ただし、再販モデルの場合においては、本サービスに係る代金その他の取扱いは、申込者と販売店・代理店等との間での合意に基づき決定されるものとし、当社はこれに関与するものではありません。

第6条(申込者の責任)

1. 申込者は、本サービスの受講者に対し、本規約の内容をあらかじめ十分に周知したうえで、本サービスを受講させるものとします。
2. 受講者が、申込者の従業員であるか否かを問わず、受講者は、申込者の責任において本サービスを受講するものとし、受講者の本サービスの利用に関する一切の責任は申込者に帰属するものとします。
3. 本サービスを当社の事業場内で実施する場合、申込者は、受講者に当社の事業場の管理、保全および秩序維持に関する諸規則を遵守させるものとします。
4. 申込者は、本サービスの利用に関連して、受講者が当社、当社の従業員または第三者に損害を与えた場合、その理由を問わず、自らの責任と負担においてこれを賠償するものとし、当社に一切の負担を負わせないものとします。
5. 当社が申込者の指定する場所で本サービスを実施する場合、申込者は当社が本サービスを実施するために必要な空間、備品、設備等を用意するものとします。

第7条(禁止事項)

申込者は次の各号に定める行為を行ってはならず、また受講者に行わせてはならないものとします。

- (1) 本サービスを受講以外の目的で利用すること
- (2) 申込者と当社で別途定めた受講者数を超える人数に受講させることまたは別途定めた受講者以外に受講させること
- (3) 本サービスの内容または本サービスの実施に際し当社または販売店・代理店等より提供を受けた資料等を複製、翻訳、引用、転載、頒布、撮影、録画または録音すること

- (4) 当社による本サービスの実施を妨げる行為
- (5) 当社の従業員に対する誹謗中傷、脅迫、威嚇またはハラスメント行為を行うこと
- (6) 本サービスの実施に際して当社の従業員または他の受講者に対して営業活動を行うこと
- (7) 当社の従業員または他の受講者のプライバシー権・肖像権等を侵害する行為
- (8) 当社の信用を毀損する行為
- (9) 本サービスの申込に際して、虚偽の内容を当社または販売店・代理店等に伝えること
- (10) 未成年者の受講

第 8 条(当社の責任と免責事項)

1. 当社は、申込者および受講者が本サービスで得た知見・情報の利用により申込者および受講者に損害が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
2. 当社は、本サービスについて、その完全性、確実性、有用性、さらに、これらが第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。
3. 天災地変、感染症、交通事情、公的機関の処置その他当社の責めに帰すことのできない事由により、本サービスの全部または一部を実施できなかった場合であっても、当社は、これにより申込者および受講者に生じた損害について責任を負わないものとします。
4. 当社は本サービスの全部または一部の実施を第三者に委託することができます。この場合においても、当社は申込者に対して、本規約および個別契約に基づく責を免れないものとします。
5. 本条の定めにかかわらず、再販モデルにより提供される本サービスに関して生じた一切の問題については、原則として申込者と当該販売店・代理店等との間で解決されるものとします。

第 9 条(損害賠償責任の上限)

1. 本サービスに関連して当社が申込者および受講者に対して損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大過失による場合を除き、その責任の範囲は、本サービス提供に関連して当社が当該申込者から受領した代金相当額を上限とします。
2. 本条は、本サービスの利用に関する当社と申込者との間の責任範囲を定めるものであり、申込者と販売店・代理店等との間の契約関係に影響を及ぼすものではありません。

第 10 条(知的財産権)

1. 本サービスの内容および本サービスの実施の際に当社が申込者または受講者に提供した資料の知的財産権(特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定登録を受ける権利を含むが、これに限られません。)は、当社または正当な権利者に帰属するものとします。
2. 本サービスの実施は、当社の有する知的財産権の申込者または受講者に対する譲渡または実施権の許諾を伴うものではありません。

第 11 条(秘密保持)

1. 申込者は、本サービスに関連して知り得た当社の技術上ならびに業務上の情報(以下「秘密情報」といいます)を厳重に保持し、当社の書面による合意なしにこれを第三者に開示、漏洩および本サービスの目的以外に使用しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を除きます。
 - (1) 当社からの開示の際、既に公知、公用であったもの、または当社からの開示後自らの責に帰し得ない理由により公知、公用となったもの
 - (2) 当社から開示される以前に既に保有していたもの
 - (3) 当社から開示された後に、第三者から正当に開示された同内容の情報であって、且つ、当該第三者に対する秘密保持義務を負わないもの
2. 第 1 項の規定にかかわらず、当社が受託する本サービスの全部または一部を第三者に再委託するときは、当社は秘密情報を当該再委託先に開示することができます。ただし、当該再委託先には当社が第 1 項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させ、その義務違反の責任を負うものとします。
3. 申込者は、自らが本条において負う義務と同等の義務を受講者に課し、その義務違反の責任を負うものとします。

第 12 条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、本サービスに関連して取得する個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に従い、適切に取り扱います。
2. 申込者は受講者から個人情報を当社に開示することおよび当社が本サービスの実施のために個人情報を利用することに関して、受講者から同意を得た上で、当社に個人情報を開示するものとします。

第 13 条(契約期間および終了)

1. 本サービスは、当社が本サービスの提供を実施した日に終了します。
2. 本サービスの提供が終了した後も、本規約のうち、その性質上存続すべき条項(免責、損害賠償責任、知的財産権等)は有効に存続するものとします。

第 14 条(契約の解除)

1. 申込者は、本サービスの受講開始日(本サービスが複数日にわたる場合は、その初日をいいます。以下同じ。)の 10 営業日(当社の営業日基準とします。)前までであれば、理由のいかんを問わず、当社に通知することにより、無償で個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。
2. 前項に定める期限を経過した後に申込者が個別契約の全部または一部を解除する場合には、第 5 条に定める代金の支払条件その他当社と申込者との間で別途合意された条件に従うものとします。なお、再販モデルにおいては、本項に基づく解除時の代金その他の取扱いは、申込者と販売店・代理店等との間での合意に基づき決定されるものとし、当社はこれに関与するものではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に対して事前に通知または催告を要することなく、本サービスに係る個別契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 申込者または受講者が本規約または個別契約に違反した場合
 - (2) 申込者から提供された情報、資料その他本サービスの実施に必要な事項に欠陥、不足、誤りまたは虚偽、重要な事実の不告知その他の不正確な内容が含まれており、本サービスの適切な提供が困難である、または

本サービスを提供することで当社に相当な不利益が生じると当社が判断した場合(受講者が、当社の事業と競合するおそれがあると当社が合理的に判断する事業者またはその関係者である事実が、当社に提供されていなかった場合を含みます。)

- (3) 申込者または受講者の行為または利用態様により、本サービスの提供に重大な支障が生じ、または生じるおそれがあると当社が判断した場合
- (4) 申込者が第7条の禁止事項に違反した場合
- (5) その他、当社が本サービスの提供を継続することが著しく困難であると当社が判断した場合

第15条(反社会的勢力の排除)

1. 当社および申込者は、相手方に次の各号の事由のいずれかが生じたときは、催告その他手続きを要せず個別契約を解除することができます。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます)であるとき
 - (2) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者または取引先が暴力団等である場合、または暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のあるとき
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団である旨を伝えたとき
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしたとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をしたとき
2. 当社および申込者は、相手方が前項に定める契約の解除事由に該当し、個別契約を解除した場合、当該相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負いません。

第16条(規約の変更)

当社は、必要と判断した場合、事前に申込者に個別に通知することなく本規約を変更することができます。

第17条(損害賠償)

第14条第3項第1号から第4号に該当したことにより、当社または第三者に損害が発生した場合、申込者は自己の責任と負担において当該損害の一切を賠償するものとします。

第18条(準拠法および管轄)

本規約は日本法を準拠法とし、本サービスに関して生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条(協議事項)

本規約に定めのない事項および本規約各事項の解釈に疑義が生じた場合には、その都度当事者間で協議の上決定します。